

第46号議案

足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

足立区精神障害者地域生活支援センター条例（平成9年足立区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。